（一の市町村の全部又は一部の区域に準ずる区域）

第六十一条の二　法第九十三条第一項第七号の総務省令で定める区域は、次に掲げるものとする。

一　一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。）の全部又は一部の区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域

二　一の市町村の全部又は一部の区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接される他の市町村の一部の区域が当該他の市町村と異なる市町村の一部の区域に隣接する場合であつて、住民のコミュニティとしての一体性が認められるときは、その区域を併せた区域

（間接に占められる議決権の割合）

第六十二条　［略］

［2　略］

3　一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合（当該法人又は団体が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。）を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。

［4～6　略］

（公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務）

第六十六条　［略］

［一～四　略］

五　コミュニティ放送（法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）の業務

［六　略］

（認定の更新の申請）

第七十四条　［略］

2　［略］

［一　略］

二　前号に掲げる放送以外の基幹放送　別表第六号の様式（法第九十三条第二項第十号イ及びロに掲げる事項に限る。）及び別表第七号の様式による書類

（放送事項等の変更）

第七十六条　［略］

［2・3　略］

4　法第九十七条第二項の規定による変更の届出は、別表第十九号の様式により行うものとする。

5　法第九十七条第二項ただし書の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更前の外国人等直接保有議決権割合（法第九十三条第一項第七号ホに規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。）が百分の五未満である場合　変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの

［新設］

（間接に占められる議決権の割合）

第六十二条　［同上］

［2　同上］

3　一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

［4～6　同上］

（公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務）

第六十六条　［同上］

［一～四　同上］

五　コミュニティ放送（別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）の業務

［六　同上］

（認定の更新の申請）

第七十四条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　前号に掲げる放送以外の基幹放送　別表第七号の様式による事業計画書

（放送事項等の変更）

第七十六条　［同上］

［2・3　同上］

4　法第九十七条第二項の規定による変更に該当する届出は、別表第十九号の様式により行うものとする。

［新設］